

文部省史料館報

第 3 号
昭和 41 年 9 月

目 次

就任のことば……………館長 小和田武紀…	1
研究	
近世城下町の成立と展開 ——川越を素材に——……………大野瑞男…	3
家族史の諸問題……………大給近達…	5
整理と保存	
「津軽家文書」の整理を終えて……………浅井潤子…	8
史料整理と〈参考資料〉の収集……………	9
民俗資料の保存管理（二） ——〈收藏原簿〉の形式——……………	10
收藏史料	
所蔵史料一覧概表（3）……………	11
所蔵史料の現況（1）……………	13
——収集経過とその問題点——	
40年度新収史料紹介（承前）……………	12
日本の文書館制度について……………	14
昭和41年度事業計画について……………	2
展示会・講習会開催案内……………	2
彙報 ……………	15

表紙題字・小和田武記

就任のことば

館長 小 和 田 武 紀

二月十六日附をもって、初中局主任視学官より、初代の専任館長として文部省史料館長に就任を命ぜられました。もとより不才ではあり、白らかえりみて必ずしも適任とは思えません。一たび命を受けました以上誠心誠意、事に当り度い所存でございます。因係者各位におかれましても、今後一その御支援と御協力を給わりますようお願い申し上げます。

この機会に史料館の現状とその問題点並びに今後の運営について若干の私見を述べてみたいと思ひます。御承知のように史料館は、昭和二十四年学界並びに関係各方面の要望もあり、当時戦後の混乱に伴って散佚破損のおそれの多くなつた貴重な学術資料を収集・保存・整理し、もつて一般の利用に供する目的をもつて設立されたものであり、従つて設置目的も「文部省設置法施行規則第十二条」にその旨明示し、大学学術局学術課の管理の下に置き、学術課長が館長を兼務することを慣例と

場からいって、その速やかなる実現をのぞんでやみません。

第二は建物の老朽化と狹隘ということであり、本館そのものは大正九年の建築であり、三井より購入以後も殆んど修復が加えられず、避雷針はたおれ、雨樋はこわれ、文字通り危険校舎なみであります。講習会開催にしても、研究会の催しにしても、するに場所なく、その点から移転するなり、あるいは現在地に国の史料館として、貴重な資料の保存にふさわしいものを新築する要があると思ひます。

第三は所蔵史料の整理促進ということであり、現有史料四〇万点の中整理済み（日録発刊）のもの、わずかに四万点、残り三六万点は残念ながら未整理であります。現行の人員と進度をもつてすれば、現有史料を全部整理するには三六年を要するとされてゐます。一般研究者の利用に供することに依つて初めて保存の意義あることになるのであり、その点からすれば、たとえ古文書の実態上整理には補修の手續きを必要とするなど（約三割）の難点があるとはいへ、少くとも一〇年計画程度にて現存未整理史料の解消をはか

ることが肝要と考へております。

第四は研究体制の組織化、系統化ということであり、遺憾乍ら本日まで九人の研究員が一応第一、第二、第三研究室に分属した形をとつてきたけれども、それは、組織として系統づけられておらず、命令系統もなく、それなりに九人の研究員の仕事が各個分裂になり史料館全体としての組織的計画的運営がなされていなかつたきらいがあるのであります。その点からして、四二年度の子算要求において国立史料館として独立させ、組織として、第一、第二、第三の研究部門を設け、各部門ごとに室長制をしき、研究体制の強化をはかり度いと考へております。同時に各研究員にも、夫々史料館の設置目的に沿う形において研究題目を設定してもらいたいと考へております。勿論史料館を純然たる学術研究機関とするという立て前ではなく、収集・保存・整理・利用の根本原則の立場はくずさず、それに役立て若しくは基本となる研究調査という考へ方に立つ可きではなからうかと考へております。

昭和四一年度 事業計画について

一、史料の収集保存

本年度も従来どおり、近世以降の史料、とくに文書記録類に重点をおいて、散佚破損のおそれある貴重な史料をはじめ、所蔵者が譲渡または寄贈・寄託を希望する史料等を、計画的に収集保存する。また、全国各地に所在する史料のうち、とくに、研究上必要と認められるものは、写真複写その他の方法により当館に収集保存するなどし、将来は、全国的な重要史料の所在目録を作成する予定である。

二、史料の調査

現在、全国各都道府県ごとに地方調査員をおいて、それぞれの地方に所在する近世史料を調査し、所在史料の内容、数量、保存および利用等の状況を明白にして、その利用の便宜をはかっている。本年度も、予算の関係上、奈良・広島・鳥取・島根の各県に限定して、関係地方調査員に対し、史料の調査を依頼する予定である。

三、史料の研究

当館では、近世史料に関する各種の基礎的な研究を実施し、昭和三八年より、館員による定例研究会を開催して、研究発表の道を開いてい

る。本年度実施したものは、左記のとおりである。

四月二一日 家族史について 大給

近達 六月三〇日 近世城下町の成立と展

開 大野瑞男

九月二二日 二つの農家家法につい

て 原島陽一

四、所蔵史料目録の刊行

在来研究者の利用に供するため、所蔵史料のうち、整理を完了したのから、逐次目録を編集、刊行してきたが、本年度は第一三集として、甲斐国山梨郡下井尻村井尻家文書、同村依田家文書補遺、甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書を公刊の予定である。なお、明年度以降は、年間二冊の刊行を計画している。

五、史料に関する理解と啓発

史料に関する知識の普及をはかるため、近世史料に関する展示会、講習会等を実施しているが、展示会は、一〇月中旬、「府藩県時代史料」と題して、当館で開催する。またしばらく中止していた講習会も下記により実施する方針である。

第一六回近世史料展示会

一、期日 昭和四一年一月一七日

日(月)より一八日

(火)まで二日間。午

前一〇時開場

二、会場 当館

三、展示史料

府藩県時代史料

第一二回

近世史料取扱講習会

一、趣旨

近世史料の取扱に関する知識・技術の不足が、原史料の利用保存上、大きな支障となっているので、学界その他各界の要望にこたえ、史料取扱者に対し、その基礎的知識・技術を習得せしめるため開催する。

二、期日 昭和四一年一月七日

(月)より同月一二日(土)まで

三、科目

(1) 講義
中世古文書概論(宝月圭吾氏)
近世史料概論(見玉幸多氏)
近代史料概論(古島敏雄氏)

(2) 説解(本館職員)

幕藩史料 村方史料

商工業史料 交通史料

金融貨幣史料 民俗史料

(3) 研究協議

近世史料の管理・補修

近世史料の整理・分類

近世史料の所在調査

(民俗調査法を含む)

(4) その他

特別講演(石井良助氏)

懇親会

四、時間数 二二單元(三三時間)

五、会場 当館

六、受講資格

公共図書館・大学図書館・郷土資料館・地方誌誌編纂室等に勤務し、近世史料の分類・整理・保存・管理等の業務に従事している職員で取扱経験三年未満の者。

七、受講人員 三〇名以内

八、経費 約五〇〇円

九、申込方法等については、大学

・地方公共団体等を通じ、追って、連絡する予定である。

近世城下町の成立と展開

——川越を素材に——

大野 瑞 男

本稿は六月三〇日の定例研究発表会報告の梗概であって、詳細は別に発表するつもりである。

ここに概括的ではあるが、成立期の城下町を農村の発展とからめて問題とした理由は、当館が昭和三九・四〇両年度に、機関研究「近世城下町史料の基礎的研究」を実施して調査対象にした諸藩とは異なった地域・性格の藩ないし城下町をここにとりあげて、比較研究の素材として提供したいからである。

川越を対象としたのは、累代の城主が老中・大老クラスの譜代大名ないし家門大名であって、江戸幕府の政治上重要な地位を占めて幕政を担ってきたこと、交通・文化・商品流通の面で密接に江戸と連なっており、江戸地廻り経済の一拠点をなすことにより、一地方史の問題にとどまらず、幕藩制解明の一つの手がかりをもつと考えられることによる。なお今回は個別分析の前提として

の主に刊行史料による素描の域を出ないことをお断りしておきたい。

川越城は長禄元年（一四五七）扇谷上杉持朝の命により、山内上杉氏

に対抗する拠点として、江戸城・岩槻城と時を同じく、太田道真・道灌父子の設計により築かれた。築城地は近世川越城の東半部に当り、鎌倉期の河越氏の居館である上戸（高麗郡）からは入間川を隔てて東に位置する。入間川およびその支流に近い沼沢に囲まれた小丘陵上で軍事的要地であるが、すでに商業・交通上の要衝でもあったことは応永二二年（一四一五）の市場所付に「川越松郷」の名がみえることによつて知られる（『武州文書』）。

三

天文六年（一五三七）の川越城攻略、同一五年（一五四六）の川越夜戦の敗北により川越城から上杉氏は追われ、北条氏綱の支配下に入った。後北条氏支配下の城と城下町を窺い

知る史料は極めて少ない。この時代では小田原本城に対する一支城の意味しかないものの、松山城を除いて近隣の城が破却され、後北条譜代の重臣が配備されたので、交通の要地である川越城下には町の形成に必要な条件も整ったものと思われる。市は引きつづき開かれ、元亀・天正ごろには定期市（忽らく六斎市）の存在が確認される（『三芳野名勝図会』）。

この時期には後北条氏の保護もあつて、各地から商工業者の来住があつた。すなわち江戸町の次原・犬竹、本町名主の榎本、鍛冶町・鳴町を開いた平井・嶋・加藤ら鍛冶職、高沢町名主の井上など各氏の来住は天文より天正にかけてであるし、川越鑄物師の小川・矢沢両氏が川口より移つたのも天正年間と伝えてい

る。永禄二年（一五五九）の「小田原衆所領役帳」にも職人衆の中に「拾貫文同所（鎌倉）内河越番匠」の知行記載があつて大工職の存在が知られる。元亀四年（一五七三）に城將大導寺政繁より連雀商人取締頭の次原新兵衛ほか三名に宛て、唐人小路（連雀商人の集る小路）の宿中道造並掃除奉行を命じているが、『新編武蔵風土記稿』、集落の稠密な発達と連雀商人による市立ての様相が窺える。

後北条家臣団の城下集住の様子は殆んど判らない。ただ先の「役帳」に「河越衆御給帳ニ而被下」などとあるところによると、城下居住の家臣がいたと考えられる。

このような城下町発達の母体になつたのは、有力寺院とその門前町であつた。町北部の東明寺や仙波の無量寿寺（喜多院）など中世以来の寺院と、天文から天正にかけて建立された養寿院・妙養寺・蓮馨寺などの寺院の門前町が城主の保護もあつて多くの町民を集めたものと思われ

四

る。豊田武氏が「川越の如きその三分の一の要素は寺院および門前町からなっている。これらは戦国武将の信仰と深い関係があるであろうが、それよりもなお寺院が要衝の地に建てられ、その門前が一種の保護を受け、特権をもつていたため、聚落の発達し易い状態にあつたからである。」（『日本の封建都市』）と述べていることは正当であろう。

天正一八年（一五九〇）後北条氏滅亡、徳川氏の関東入部によつて川越城には酒井重忠が一万名を以て配された。翌年重忠は新宿に立つ連雀町の諸役免除の免許状を連雀衆中次

原新三郎に与えている『新編武蔵風土記稿』。かかる市立てによる商人保護策によって城下町の発展がはかられたといえよう。

次の城主酒井忠利は家康の命を受けて慶長一七年(一六一二)より寛永一一年(一六三四)にかけて仙波喜多院の大造営を行なったが、堀田正盛城主の時寛永一五年(一六三八)川越大火で喜多院も全焼した。

廃虚の中に翌年移封してきた松平信綱は、まず城の拡大をはかり、外曲輪・田曲輪・新曲輪を加え、西・南の大手を設置して倍増し、町割を実施して十ヶ町制度を定めた。十ヶ町とは江戸町・本町・南町・喜多町・高沢町・上松江町・多賀町・鍛冶町・鳴町・志多町で、これに蓮馨寺・妙養寺・行伝町・養寿院の門前町を加えて十ヶ町四門前と称せられる町屋であった。この城下町整備が完了するのは慶安年間といわれるが、

内閣文庫蔵「武州川越城図」によれば輝綱代でも六ヶ町しか数えられないので寛文以降に下ると思われる。

ついで喜多院の再建にかかり、建築資材の運搬路として正保四年(一六四四)新河岸を開設し、江戸との舟運を開いた。また承応四年(一六五五)川越街道を新設するなど城下

町と交通の整備に力をつくした。

この時点でも町の様相を知りうる史料は少ないが、定期市が二・六・九の九齋市になったのは正保・慶安のころといわれ、連雀頭の次原氏が没落して加茂下氏が台頭し、見世の割渡しをしたという(『三芳野名勝図会』)。また南町に六齋の灰市が立ったのも初期のころといわれている(『川越素麺』、岡村一郎『川越の城下町』)。ともかくも、川越の城下町は、寛永期を起点として延宝期ごろに整備・展開していったといえよう。

五

ここで一応周辺農村の展開を展望しておこう。「小田原衆所領役帳」の中で武蔵入間郡内に地名が確定できた四九郷村六〇所領の貫高集計は三、六八二貫余になる。これは主として入間川中流域低地と郡北小規模集落地帯である。これを反別ないし石高に換算するのは困難であるが、

いくつかの検地書出(『新編武蔵風土記稿』)による算出率によって計算すれば約一、八〇〇町弱になり(正保石高によれば田畠半々なのでこれに従って計算)、これに相当の村の正保石高(『武蔵田園簿』)は二六、〇二六石余であり、その間太閤検地ほかの検地があったゆえに、石高の

増加はそう多くない。

後北条氏の権力が旧来の「名主的家父長的奴隸制をその基礎とする」(安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提(2)」)歴史学研究一六四)に對し、徳川氏は関東において直ちに天正一一年から太閤検地を開始し、統一権力のもとに農村を組み入れんとした。川越近辺では高麗郡柏原村に天正検地帳の一部と推定されるものがあるが(『新編武蔵風土記稿』柏原村条、『埼玉県史』は天正一一年とする)、それによる天正検地は三〇

〇歩一反、大半小呼称の使用、田品上中下区分などの特徴を有している。同村の帳付百姓一一名、内寺・村外を除く百姓九名で、その性格は名主百姓と思われる。

入間郡では文禄検地帳も見当らないが、赤尾村に慶長二年(一五九七)検地水帳がある。一部欠けていると思われるが、検討の結果は、六名の分付主と二二一名の分付百姓が確認され、隸属農民が検地によって把握されつつある状況がわかる。同じ武蔵の橋樹郡白幡村や秩父領の例(北

島正元『江戸幕府の権力構造』、『横浜市史』等参照)と比較すれば、川越領の農村構造は神奈川より遅く、秩父より早い展開を示すといえよ

う。すなわち天正検地では名主百姓体制、慶長検地では分付採用による小農の過渡的自立の姿がみられる。

川越藩では、寛永六年(一六二九)荒川の瀬替Ⅱ入間川への流入により合流点である城下北部の低湿地の開発が進行していく。慶安元年には(一六四八)松平信綱が領内総検地を実施するが、三・四の検地帳の分析によれば小農自立体制が確認され、結局慶安検地は自立小農を最終的に把握したものと理解される。

この間寛永一〇年(一六三三)酒井忠勝は給人恣意制限の法令(空印様御書下写)史料編纂所酒井家寄託本)を発して小農自立の条件を整備している。信綱は明暦元年(一六五五)玉川上水を分水して野火止用水を開き、武蔵野新田を開発して台地上に成立した新田村に対し延宝期に新田検地を実施し、新たな生産力の把握をはかっていく。

六

最後に、右にみてきた農村の展開と城下町の関係であるが、両者の有機的連関についての具体的分析は今後の課題である。藩領石高の増大による家臣団の増加Ⅱ城下集住による城下町の拡大と城下町の整備との関

家族史の諸問題

大 給 近 達

◇はじめに

家族史、あるいは家族制度史と呼ばれてきた分野は、すでに先史学、歴史学、法学（法制史）、社会学（法社会学を含む）、民俗学、文化人類学などにおいて取扱われてきた。

しかしながら、家族、親族、氏族と呼ばれる社会組織の基本的概念については、各専門分野で必ずしも一致していない。また家族制度に附随する婚姻、相続、親族名称などの基本用語に関するものは、さらに諸分野間で相違が著しい現状である。

今回は家族史のみを単独に取上げることが現在の課題としてやや狭きに失うことを感じるが、あえて各専門分野にまたがる、いわば共通の広場となつて interdisciplinary な交流が望めるテーマとして考えた。

◇学史的背景と批判

家族史に関する研究は、パッホーヘンの「母権論」（一八六一）以後、マックレナン、メイ、クローランジュを通じてモルガンの「人類家族

の血縁と姻戚の体系」（一八七二）および「古代社会」（一八七七）に至つて、はじめに社会科学の中で正当な地位を占めた。

1 モルガン

モルガンは「古代社会」において家族形態の分類原理をその時代の婚姻形式に求め、婚姻形式を親族名称によつて説明する試みを行った。

a マレー型（ハワイ型）呼称は世代、性以外の区別を持たぬ呼称法で、婚姻は集団婚であると推定した。

イトコを兄弟に扱うのは妻が兄弟の妻であり、兄弟の妻が自分の妻である関係が原因であると考へ、かかる家族を血縁家族と定義した。

b トラニアン・ガノアニアン型

この呼称では血縁家族内（兄弟姉妹間）の婚姻が禁止され、一団の兄弟と親族外の一団の女子との通婚（外婚的集団婚）によつてプナルア家族が形成される。この段階では父の姉妹がすべてオバと呼ばれ、母や姉妹と区別される。

c 次の高次の段階では、一対の男女が任意に結合し、また任意に離れる不安定な関係で、この婚姻形式を対偶婚と呼んだ。この時期では女子の社会的地位は高い。

d 家父長制に基づく多妻婚

e 一夫一婦制度の近代家族

モルガンはかかる婚姻、家族関係が、さらに生産力、技術と並行して発展していくと推論した。後にマルクス、エンゲルスも彼の推論に依拠しているのので、ここでは現在の段階におけるモルガン批判の諸点を抜擢する。

a 現在知り得た最古の文化に属する家族は、単婚で一夫一婦制である。

b ピテカントロプス以前のゴリラ、チンパンジー、オランウータンは、

一夫一婦ないし一夫多妻制である

c 父の不明は母の不明の理由にならない。

d 未開社会では離婚は一般に困難で、むしろ子供の有無と関係している。

e 文化の発展段階で狩猟→農耕→牧畜と設定する普遍的な証拠がない。

f ハワイのポリネシア文化を最下位の文化とみなすことは誤りである。

2 デュルケーム・ミューラーリヤール

デュルケームにおいては、家族と氏族の区別が明確でない。家族は無定形の外婚氏族から出発し、父系未分家族→ローマ家父長家族→近代家族と考へているが、現在では氏族のない社会でも、家族は必ず存在すると考へられている。

ミューラーリヤールは社会経済的環境によつて、時代的特色を親族時代→家族時代→個人時代に分類し、家族を小家族、大家族に分けているが、区分規準が明瞭でない。

家族の研究は、家族のもつ歴史的内容と時代的な意味を明かにするため、形式の類似したものを集め、その歴史の意味と社会構造とがどの機な関連制をもつか問わねばならぬ。

最近迄の研究は多く、社会制度の起源を終極的原因とみなし、時代によつてかわる有効な原因説が無視されがちである。

3 マードック

彼の著書「社会組織」（一九四九）において、社会組織としての家族や氏族の概念が明確に規定された。さらに文化の中で親族を中心とした諸組織は可能性限界の原理（Principle

of Imitation of Probability) が強く働き、その時代の社会、経済的変動に対して固執性を持っていること。生活適応のため居住規制 (Rule of Residence) が一番変化しやすいことを主張した。

しかし、マードックの説では、可能性の限界を強調するあまり、歴史的な接触による伝播が認められていないことと、家族の定義において同居を要件としているが、母系家族の機能を中心にみると同居は要件として不適当だとみられるに至った。

学史的な展望を通して、今日最も必要な認識は、文明人が自分自身の文化の枠で家族を定義し分類する前に、各時代、それぞれ異った社会において、どのような集団を家族と考えていたか、それはどのような機能をはたしていたか再検討する時期に当面していると考える。これこそが家族の研究の新しい出発点であり課題でもある。

なお、マリノフスキー、シュミット、コッパース、クノー、ウェスターマークの諸説については、紙面の関係で割愛した。

◇我国における家族親族の諸問題
1 本邦における古代のウヂ・カバ

ネ制度とその訳語について

わが国の古代のウヂ・カバネ制について、古代史を扱っている石母田正、藤間生大、門脇楨二の著書には、共通して「血縁共同体」とか「共同祖先から出た血縁団体」あるいは「氏族 (Clan) 共同体」としての把握の仕方が強調されている。

しかし、津田左右吉がいみじくも「上代史の研究法について」(一九三四)の中でウヂ・カバネ制度は政治組織としての意義が深いことを述べている。筆者もウヂ・カバネ制度の統合原理の中に「部族 (Tribe)」の性格を見出すと同時に、部族内部では族内婚によって形成された非単系的親族集団が形成されていることを指摘したい。その場合、たんなる「血縁共同体」や「共同祖先から出た血縁団体」という語は概念が不明確で、単系の氏族にも非単系の親族にも受けとることが出来よう。

氏族の特色は、個人を単位にした血縁親族集団であり、集団の成員は相互に系譜的認識を持ち、氏族名の継承が共同でなければならぬ。また一般的傾向として族外婚 (Exogamy) を併う。以上の諸特色と照合してウヂ・カバネ制度を「氏族 (Clan)」に規定することは不適当といわざる

を得ない。わが国で「氏族」の用語は古くは中田薫の「可婆根考」(史学雑誌一六一—二一八—三三)に見出され、その後法制史においては専門用語として常用されている。一方英語の Clan の訳語において、有賀長雄はその著書『社会学』一卷(一八八三)の中で「希臘のあせんすに於て『きのす』(氏族の義)といひ、羅馬に於てぜんす同上の義といひ、中略：愛るらんとるに於て『くらん』(氏族の義)といふ：(以下略)：』と述べている。

その後、「氏族」も「氏族」も英語・希語間の翻訳でそれぞれ同一内容を示すものに使われてきたため、わが国でも Clan は氏族が訳語になっってしまった。そのためウヂ・カバネを指す「氏族」と Clan を指す「氏族」とが同じ語彙になったため、長期にわたる用語上の誤解が古代史にも影響を与えたと考えられる。

2 同族について

日本の同族に関する研究は及川宏の『同族組織と婚姻及び葬送の儀礼』(一九三九)によってはじめて体系的分析がなされたとみてよい。しかし同族集団の形式が今日まで世界に例をみない諸特色をもっているためむしろわが国内部で専ら研究され

同族集団の基本的位置づけを Cross-cultural な場で検討されずにきた。その好例は同族集団を海外に紹介する場合の訳語がないことである。

あるものは「大家族」とし、あるものは「父系氏族」を、またあるものは「同族」をそのまま用いる状態であった。こうした混乱は一つに「同族」の概念規定が設定されていないことに起因する。本報告では過去の学史的発展は割愛し、報告者の同族に対する考察を要約することにとどめる。

3 同族集団

同族集団は父系出自にもとづく家族単位の集団である。そして同族集団は原理として固定した成員をもち、超世代的に相互の系譜を認めていることである。しかし単系血縁親族と原理的には同じものでありながら、同族集団においては親族集団内部の通婚が盛んに行われながらも、その単系出自の機能上の矛盾を生まないことは、個人単位の血縁親族と家族単位の出自集団とを区別する重要な点である。

分家の創設に際しては、財産分割をその条件として伴うのが一般的である。そして財産分割の対象となるものが主に田畑あるいは山林などの

生活手段であった。

合機能を生み出すことになる。

これらの土地は主に生家の家族の周辺に集中している場合が多いので

分家間の序列には、つぎの三つの原則が見られる。

同族集団も必然的に一定の地域に集中する地縁化の傾向が認められる。財産分割の絶対量が少ない時

イ 同世代で分岐した家族は、生家での相続者・継承者間序列がそのまま家族の序列となる。(嫡出原理)

(相続において、不均分分割の序列があるために起因することが多い)

ロ 同一本家から異世代に分岐した家族の間では、本家から早く分岐した家族が、後から分岐した家族より本家との系譜関係が近い。これは本家を親(父)とした場合、息子たちの嫡出順位を家族単位にも拡大適用したものである。(拡大嫡出原理)

は、分割財産のみで自立することが困難なために、生家の家族と分居の家族との間で、地主、小作の土地所有関係を生み出す結果ともなる。同族集団の父系的性格は、出自の認定にあたっては祭祀義務を通じ、即ち

ハ 本家―分家―孫分家を包括した統合的集団においては、本家から直接分岐した家族(直系分家)を上位とし、孫分家から間接に分岐した家族(傍系分家)を下位とする。(直系傍系の原理)

その父系的祖先の儀礼に参加することによって相互に系譜とその序列を確認し合う、一方においては元の家族と分岐した家族との間に、財産の授受や土地所有関係があつて、系譜

嫡出の原理は以上のように家長に對し、より身近な関係を認知する文化的規制である。

の序列は単なるその恩恵と債務に対する経済関係のみで裏づけられるばかりでなく、経済外的強制(身分上の支配)にまで拡大される指向性がある。ここにおいて、同族集団が血縁

出自家族集団 (Patrilateral Descendant Family Group) を私案として提出したい。「本稿は定例研究会における報告要旨に加筆したものである。なお、下表は当日の報告において使用した日本に関する資料の一部を参考のため掲げたものである。」

親族としての権利、義務を超越した特殊な機能を生む理由が存在する。

同族集団の経済的基礎が強い所は、自ずから系譜的結合と同時に地縁的結合をますます強固にし、非単系血縁親族には見られない政治的統

制をますます強固にし、非単系血縁親族には見られない政治的統

制をますます強固にし、非単系血縁親族には見られない政治的統

制をますます強固にし、非単系血縁親族には見られない政治的統

制をますます強固にし、非単系血縁親族には見られない政治的統

制をますます強固にし、非単系血縁親族には見られない政治的統

制をますます強固にし、非単系血縁親族には見られない政治的統

家族の諸類型

	(A) 東北日本型		(B) 西南日本型	
	I	II	III	IV
家連合の機能	上下的主従的		対等的	
家連合の機能	同族集団による凝集	親方子方関係になる拡散	講組による凝集	年令集団による拡散
分家	本家への従属	親方への従属	独立的	独立的
相続	長子相続(姉相続もある)		長子相続(末子相続もある)	
隠居制	ない		有る	
長男と次男の差別	強い		弱い	
家族	同族家族・直系家族		夫婦家族・直系家族	
戸主権	強固		薄弱	
嫁の地位	低い		高い	
親族結合	父方の優位		妻母方の優位	
村落の強制	強い	それ程強くない	それ程強くない	強い
主なる分布地	東	北	関東・近畿・中国・四国	漁村及び西日本

「津軽家文書」の整理を終えて

浅井潤子

当館の所蔵史料の中で、最も早く
収蔵された「津軽家文書」は、その
第一回の整理が実施されたのが、昭
和二十三年の事であった。当時は史
料館が文京区の財団法人東洋文庫に

をより多く考慮したため、結果的に
は、前者と大分の異動を見ることが
なった。

仮寓していた頃で、点数確認のため
の整理が行われ、仮リストが作成さ
れたのである。その後昭和二十八年
に、一応目録作成の為の再整理が行
われた筈であるが、公刊されずに今
日に至り、今回改めて目録刊行の再
々整理がなされたのである。

大方の大名文書がそうである如
く、この津軽家文書も村方史料と異
り型態が区々にわたっている。ある
ものは何重の箱に収められ、また朱
印状・蹴鞠免許状の如き、細長く大
きいものや、絵図類の大小様々のサ
イズに、架蔵上の苦慮は多大なもの
である。そこで今回は架蔵の便宜を
優先させ、整理の途中で型態不同の
もの、或いは箱入の文書・記録類
は書架の最下段に架蔵出来る様に留
意しつつ行なった。亦原型はなるべ
く損わぬ様、カード記入の際はその
表題も原則的には包紙の表記を尊重
しつつ採取する様努力した。かくし
て行われた津軽家文書の整理作業
中、一番苦慮したのは、無年号文書
の多いことであった。このことは文
書の性質にもより、ある東北の家主
文書は、一枚の端書に至るまで、丹
念に年号が記入されていて、整理す
るものが非常に能率的であるが、こ

の津軽家文書は約四分の一が無年号
である。この探索に大分の時間を要
した。と同時に、さらに無表題の絵
図類の多い事である。一鋪の屋敷図
でもどここの屋敷図であるか、また
上屋敷・中屋敷だけ書かれていても
どこの上屋敷・中屋敷かの確認であ
る。年代によってそれぞれの屋敷が
移転しているのので、その確認は非常
に難行した。

つぎに分類についてふれておきた
い。分類は、機能・内容・型態分
類と各様に出来るが、機能分類を
するには、藩の職制、命令系統等を判
然と確認した上でなくては不可能で
ある。津軽家文書の場合は、収蔵す
る大部分の史料が、二の丸御宝蔵に
収められていた所謂「御家記録」が
主体であって、地方史料を含む藩政
史料の大宗を欠いている。よって自
然と内容に即した分類をしなくては
ならない。そこでその分類も史料の
残存数量によって、普通小項目であ
るべきものが、中項目になり、さら
に中項目が大項目となってしまうた
ものもある。例えば勤役の項目であ
るが、普通の分類では藩侯の中項目
で処理されるべきものであるが、津
軽家の場合、本州の最北端に位する
という特殊事情もあり、蝦夷地警備

の重任を負い、その関係史料が多量
に存するので、その特殊事情にかん
がみて、大項目として取扱った。ま
た従来の史料館の分類方針だと絵図
類は別項目として、そのなかを内容
分類していたが、津軽家文書は絵図
類も内容分類をして、それぞれの関
係項目に編入したなど、従来の慣
習とは、やや異なった分類もした。
そのほか、本来その項目に入れるべ
きでないものも、不本意乍ら便宜上
編入したものも、二、三ある事をお
断りしておく。

以上津軽家文書の整理と分類を完
了した雑感を記したが、この際、現
地に収蔵されている、例えば弘前図
書館などの藩政史料の主要な部分の
フィルム収集を行って一藩の大名文
書として、研究者の便宜に供せられ
たならと、切望してやまない。
(九頁下段よりつづく)

これらは、何れ図書目録を刊行し
て、御利用に供したいと考えている。
以上に主として参考図書の収集に
ついて概述したが、その外にも、関
連参考史料の扱い方や、整理・研究
の途上で作成すべき各種データにつ
いても多くの問題があるが、それら
は別の機会に譲ることにする。

史料館では、現在文書・記録類は、
まず家別に整理・架蔵され、その中
で比較的大量の各家文書の整理のた
めに、記録帳簿の冊子類と一紙もの
の証文・書付類とを、型態的に大別
して架蔵しているが、その分類はす
べてカードによって行なっている。

そこで今度の整理の場合は、再々
整理という関係上、先人のなされた
ものをなるべく温存しつつ開始をし
たのであるが、作業を進めて行くに
つれて、段々とカード記入乃至整理
番号が細分化され、かつ架蔵の便宜

をより多く考慮したため、結果的に
は、前者と大分の異動を見ることが
なった。

以上津軽家文書の整理と分類を完
了した雑感を記したが、この際、現
地に収蔵されている、例えば弘前図
書館などの藩政史料の主要な部分の
フィルム収集を行って一藩の大名文
書として、研究者の便宜に供せられ
たならと、切望してやまない。
(九頁下段よりつづく)

史料整理と

参考資料の収集

史料を整理して行く段階で、史料の考証や内容理解の補助のために、各種の参考資料が、必要不可欠であることは、改めていうまでもない。

そして、参考資料がそれぞれの機関の性格に応じて決定されるべきことも、勿論である。同じく近世史料の整理を業務とする場合でも、その機関の規模なり設置の目的なりによって、必要とする参考資料に変動のあることも当然である。従って当館の事例が、直接比較の対象とはなり得ないけれど、史料の整理・研究機関における参考資料の問題は、ひとり当館だけに限らず、同種機関にとっても重要な問題だと思ふので、ここにその一端を述べて御意見と御協力を仰ぎたい。

参考資料の種類は一様でないが、まず一般的な図書について述べる。参考図書として特に当館が重点をおいているのは、辞書・史料集・地誌であり、これに各分野の概説的研究書を加えている。辞書類は何れの研究所・図書館などでも第一に備えら

ねばならないが、歴史辞典は勿論のこと、人名・地名及び各部門の辞書を一応揃えている。この類のものでは『読史備要』・『読史総覧』や年表類も座右に欠かすことはできない。「寛政重修諸家譜」・「大武鑑」・「柳営補任」の類や草体字典が必要なのは近世史料を扱う上での特例ともいえよう。このほか、『国書解題』

・『日本経済史文獻』をはじめ、蔵書目録・解題・索引の類もできるだけ集めるように心掛けている。

史料集は数も多く、特に叢書形式のものが高価なもので、収集は容易でない。しかし、収集史料の欠を補い、比較参照の便を得られるなら、その利用価値は甚大であるから更に充実を計っていききたい。

地誌類については、近世史料が当該地方の諸条件と密着するものであるだけに、特に重視している。ことに最近では地方史誌出版ブームもあって、詳細で良質の地誌が増加している。それだけに、現状の把握はむずかしいが、多くの地誌書目があるの

で、それらの利用をおすすめする。古くは内務省地理局編『地誌目録』などがあり、『日本経済史文獻』にも主要なもの収載されている。戦後は、西岡秀雄『日本県別地誌目録』が纏ったものとして最も早く、次いで東京市政調査会編『地方史誌』大阪市史編集室編『全国市史目録』等があり、最近では藤本篤編『全国市史目録』（「地方史研究」所載）や

林英夫・田畑勉編『戦後県市町村史目録』（「日本古書通信」所載）がある。このほか地方別には各地方図書館協会が編集した郷土資料目録があり（日本図書館協会編『郷土資料目録総覧』参照）、雑誌『日本歴史』にも地方史研究の案内が県別に連載中である。また、大阪府立図書館、天理図書館所蔵の地方史目録があり、参考になる（前者は単行、後者は「ピブリア」所載）。何れにしても、これらの地誌目録を手引に必要なものを順次に揃えて行くわけだが、地誌の編纂にも時代の流行があつて、必ずしも新しいものがよく、古いものが役に立たないとは限らないことに注意すべきである。熱心な地方では、明治以後数次に亘る地誌出版をみるが、その何れを採るかは何を要する。また、現在はその存

在が薄くなった郡に関しては、大正一〇年の郡制廃止の前後に多くの郡史誌が刊行されてをり、それらの中には極めて利用価値の高いものが多いことを附記しておく。

ところで、史料を整理するには参考資料が必要であると冒頭に述べたが、その必要性は必ずしも多くの支持を得られるわけではない。実をいえば、当館の運営においても、その理解は十分とはいえない。それは、参考図書費が年間一万円に満たない予算しか計上されていないことに歴然としている。こんな数字を挙げることは、当館にとって不名誉であり、且つ図書費の少いことを嘆いておられる同種機関の職員の方々に、不利な実例をお知らせすることになるものを恐れないではないが、偽りのない実例として敢えて公表しておく。この少額な予算に対し、多くの参考図書を手に入れるため、他の経費を節減し、あらゆる機会に図書を増加させる努力をしている。そして、公共・民間を問わず図書寄贈を御依頼し、多方の御協力を得ていることは感謝にたえない。なお、現在までに当館が架蔵している参考図書は、単行本約一万五千冊雑誌約七千冊である。（八頁下段につづく）

整理と保存

民俗資料の保存管理 (二)

— 〆 収蔵原簿 〷 の形式 —

標本民具の採集から収蔵までの手順は、およそ、次のようであろう。

- (1) 寄託・委託・譲渡・寄贈等の事務手続(書類の作製・取交等)の完了
- (2) 採集番号の標本への書入れ
- (3) 採集調査記録の作製
- (4) 梱包搬出入
- (5) 荷解きと防虫防湿
- (6) 収蔵番号の決定と標本への書入れ
- (7) 収蔵原簿の作製
- (8) 配架。

すなわち、標本が搬入され、荷解きと点検を了えた所で、改めて、その標本の収蔵番号を定め、必要事項を〆収蔵原簿〷に記入し、しかる後、蔵入り・配架となる。収蔵番号は、普通、受入れ順の一連番号とし、勿論、一度定められたならば、みだりに変えてならないものである。また、必要事項は(1)標準名(所謂、学名に当る) (2)地方名 (3)採集地名に当る) (4)寄贈者・委託者名 (5)採集年月日 (6)収蔵年月日 (7)収蔵番号などに加え、収蔵前の保存の状態、搬入時の破損の退色状況、特徴的な形状(識別の表象)、配架箇所等を備考として記入する慣行が行

われている。

従って、この種の収蔵原簿は、単に、資産管理の必要上、収蔵の現況を把握するために用いられるのみならず、標本の年代、地域、入手経路などの基礎資料として、あるいは用途別、名称別、採集者別、地域別、配架別等の検索カード群を作製する基礎資料として、活用される。

なお、この場合、特定の採集記録を以って、この種の収蔵原簿にかえる方法を行われているが、採集記録と収蔵原簿とは、自から、目的性格が異なり、かつ、多量の標本を整理するには、必ずしも適当でないように思われる。因みに、財団法人日本民族学協会附属民族学博物館においても、両者をわけ、収蔵原簿はB五判八〇〇乃至二五〇頁、縦書き一頁当り五件の記入欄。上質紙を用い長期の使用に耐えるよう装丁堅固で、当館移管まで一三冊作られたのであるが、これに対し採集記録はルーズリーフ二枚一組。記載項目もやや詳細にわたり、その必要事項のみ

を収蔵原簿に摘記したのであった。ところで、この民博式の収蔵原簿でいささか不便であったのは標本の形態識別に關してである。すなわちこの原簿の記載からは、一般に、同名異体、同種異体の標本の識別は困難であり、標本書入れの番号の剥落したようなときには、思わぬ手数が生じた。

このような点を考慮し、新館開館

六六判、六九判 写真貼付

番 号	ABC		
標準名			
原 名			
使用地	市町村		
	県	地域	部族
採集者 寄贈者 形状・寸法	国	採集日	年月日
	cm	x	cm

第一図 B 六判資料カード

当時、それまでの収蔵原簿にかわるものとして、B六判カード形式のものを試作した(第一図)。

しかし、この種のカードは、なお簡略化できるように思われる。

第一に、写真はすでに最近よいレズンズが市販されており、必ずしも六六判の必要はなく、ライカ判がむしろ適している。第二に、標本の形態記述は、形態学の進歩とともに、記号化し得るものである。従って、今後は、一般には例えば、製図図画管理カードのような、より小型なカードが工夫されてしかるべきであり、ほどなくコンピューターも利用されることであろう。(中村)

(四頁下段よりつづく)

係とか、周辺農村構造の展開が城下町の整備についての大きな要素になるであろうこと、さらには非領国ともいえる開放的な領国体制が城下町の展開にどのような変化をもたらすかなど、多くの問題が指摘されたので、今後これらに留意して研究を続けたいと思う。「本稿は定例研究会における報告の要旨に加筆したものである」

所蔵史料一覽概表 (三)

但し、蒐蔵年度順、*印は
 点数百点以下の少数史料、
 ○印内数字は既刊目録集数番
 号

- * 近江国愛智郡中一色村鳴村家文書(庄屋)
- * 三河国幡豆郡聖一色村寺尾家文書(地主)
- 美濃国山県三輪村後藤家文書(庄屋)
- * 上野国安中郡原市村文書
- * 諸国地誌(写本)
- 兵庫県加古郡荒井村戸長役場書類
- 兵庫県印南郡曾根村戸長役場書類
- 兵庫県加古郡八幡村役場引継書類(旧下村外五カ村戸長役場)
- * 滋賀県高嶋郡マキノ町役場引継書類(旧蛭口村外十五カ村戸長役場)
- * 岡山県津高郡福山村役場引継書類(旧加茂市場村外三カ村戸長役場)
- * 京都府中郡五箇村外五カ村戸長役場書類
- 兵庫県印南郡米田村外七カ村戸長役場書類
- * 京都府天田郡菟原中村外四カ村戸長役場書類
- 岡山県勝北郡勝田村役場引継書類(旧小畑村外六カ村戸長役場)
- * 広島県沼隈郡百島村戸長役場書類
- * 広島県沼田郡浦崎村戸長役場書類
- 広島県沼田郡小河内村戸長役場書類
- * 京都府熊野郡久美浜町役場引継書類(旧第九大区会所)
- 広島県高宮郡鈴張村戸長役場書類
- 新潟県下不動産船舶公証書類
- 撰津国川辺郡上之島村岡村家文書(庄屋・戸長)
- 諸国郷帳(写本)
- 上野国佐波郡東小保方村久永家文書(旗本)
- * 出羽国雄勝郡湯沢町寄郷岩崎村宮原家文書(肝煎)
- * 山城国乙訓郡諸村書上帳
- * 紀伊国伊都郡向副村戸長役場書類
- * 近江国栗山郡駒井沢村木戸家文書(庄屋・戸長)
- * 出羽国平鹿郡沼館村土地租税史料
- * 群馬県下村々戸長役場書類
- 越前国丹生郡上系生村松田家文書(庄屋)
- 武蔵国比企郡高野倉村山崎家文書(名主)
- 信濃国小県郡東上田村出中家文書(名主)
- * 岐阜県惠那郡三郷村役場書類(含旧村戸長役場引継書類)
- * 岐阜県加茂郡和知村役場書類
- * 岐阜県加茂郡八百津町役場書類
- * 岐阜県不破郡垂井村戸長役場書類
- * 美濃国不破郡表佐村文書(庄屋・戸長)
- 美濃国大野郡鹿野村粟野家文書(庄屋)
- * 遠江国榛原郡村々持高書上帳(高尾村外九カ村)
- 伊勢国飯野郡清水村飯田家文書(庄屋)
- 伊勢国飯野郡松崎浦松嶋家文書(庄屋)
- * 伊勢国度会郡八日市場町麻谷家文書(町年寄)
- 東京市小石川区高田老松町細川家文書(旧侯爵家家政所)
- 志摩国英虞郡名田村文書(戸長・村役場)
- 美濃国安八郡青木村小宅家文書(名主)
- 羽前国置賜・村山郡諸家文書
- 山形県六郡諸村戸長・村役場書類
- 山形県六郡諸村土地関係史料
- 北見国利尻郡戸長役場書類
- 岐阜県大野郡清見村戸長役場書類
- 越後国頸城郡荒屋村相沢家文書(地主・用水組合)
- 新潟県下不動産船舶公証書類(追加分)
- 美濃国不破郡表佐村飯沼家文書(医家)
- 美作国和田村(郡名未詳)小林家文書(地主)
- 静岡県敷知郡吉津村外四カ村戸長役場書類
- * 岡山県上房郡上竹荘村役場引継書類(上津村外三カ村戸長役場)

尾張国名古屋渡辺家文書（商家）

①日本実業史博物館旧蔵史料（絵画・地図・番付・竹森文庫）

「鉱山紀年録」（出羽国大葛金山荒谷家文書追加分）

* 出雲国仁多郡稲田村安部家文書（万貸方帳六〇冊）

* 阿波国徳島蜂須賀家文書追加分（藩主）

* 小杉楓邨採訪筆写史料

新潟県中頸城郡大鹿村役場書類

岡山県勝南郡第二十区戸長役場書類（旧池ヶ原村外）

岐阜県大野郡丹生川村戸長役場書類

美濃国安八郡更屋敷村早崎家文書（名主）

鳥根県篠川郡神門村役場引継書類（旧知井宮村外四カ村戸長役場）

石見国安濃郡大田町中村家文書（商家）

出羽国雄勝郡湯沢町小川家文書（久保田藩湯沢蔵元）

* 肥後細川家系譜類（編纂書七三冊）

信濃国水内郡五荷村水野家文書（庄屋）

甲斐国山梨郡下井尻村井尻家文書追加分（名主）

信濃国佐久郡海尻村文書

* 越後国魚沼郡下船渡村村山家文書（庄屋）

遠江国豊田郡久保村秋鹿家文書（社家）

信濃国埴科郡東条村相沢家文書（名主）

摂津国武庫郡氷室村吉田家文書（庄屋）

* 信濃国松代藩家臣書状

越後国三島郡深沢村高頭家文書（庄屋）

滋賀県高嶋郡マキノ町役場書類（旧蛭口村外十五ヶ村戸長役場候引継書類）

類）

備前国津高郡福山村役場書類

越後国魚沼郡木落村出口家文書（庄屋・大肝煎）

越後国魚沼郡下条上組村文書（庄屋）

近江国蒲生郡八幡町西川家文書（商家）

追記

以上三回にわたって掲載したものの他に、本館には現在つぎの記録史料が架蔵されている。

まず寄贈史料としては、前記日本実業史博物館旧蔵史料のうち「所蔵史料目録」第十一集収録以外のものに、文書・書籍・広告・写真類があり、整理が進められている。つぎに寄託史料では、白木屋大村家文書（材木・呉服商、約七〇点）、松浦武四郎文書（北方探険、白筆原稿類、約七〇点）があり閲覧に供されているほか、数件の正式契約未了分がある。これらについてはできるだけ速やかに手続を完了したいと思っている。さらに、近來、機関研究なども関連して次第に多くなっているフィルムによる収集史料としては、信州真田家・武州富沢家・白木屋・江川代官・秋田鉱山・能登小林家・会津藩・岡山藩・鳥取藩・糸魚川城下町関係の各文書が、一〇〇ファイルフィルムにして約二七四本が収集・架蔵されている。これらは、本館の研究計画が完了した後に整理の上、順次公開していく所存である。当面は閲覧に供されない。

なお、民俗史料（民具）等については、別に企画を改めて紹介して行くことにする。

〇四〇年度新収史料紹介（承前）

越後国深沢村高頭家文書

旧長岡藩領深沢村三組庄屋高頭家文書で、享保以降の租税関係帳簿（割方・目録・指曳等）を主体に、嶋地、新開、普請等の帳簿類がかなりそろっている。一紙物は、請願書・届書等村政全般にわたる。高頭家私文書は、経営（小作・諸營業）、生活に関する諸帳簿と若干の書状類がある。（現新潟県長岡市深沢。数量一八六五冊、一五二通、一綴、一包三括、一七袋。但し袋入分一紙物は細整理の要あり。概算二、〇〇〇点）

越後国魚沼郡木落村文書

会津預領、天領、白川領他の変遷をへているが、延宝以降の年貢割付・皆済関係史料が若干まとまっただけで大部分庄屋田口氏伝来の、中期以降の預書・届書（控）、村村出入（質地・貸借・山林）等の証書類。田口氏は魚沼郡村大肝煎代役も兼ね、この関係のものも若干ある。（現新潟県中魚沼郡川西町木落。約三六〇通）

越後国魚沼郡下条上組村文書

寛文以降の年貢割付、皆済状を中心とした若干の庄屋文書。性格は大部分木落村と類似。現新潟県十日町市下条約。一〇冊、七八通、四枚、二袋。

所蔵史料の現況(一)

— 収集経過とその問題点 —

本号まで三回にわたり、所蔵史料の概要を一覧して来た。三八年度以降は新収史料紹介を試みてきたので、二二年度以降三七年度までの各文書についてのさらに詳細な解説をすべきであろうが、これはべつに企画を改めてから発表せざるを得ない。ここでは、若干の統計資料をもとに、以下数回にわたり所蔵史料の概要をお伝えし、二、三の問題点を指摘して利用者各位のご参考に供するにとどめたい。

第1表で明らかかなように、総件数は三〇〇である。これは大体同一(家)文書が、二回(年度)以上にわたって収集された場合は一件と数えたものであるが、それを考慮に入れた、年平均一六件以上の収集がなされ

第1表 年度別収集件数

年度	件数	年度	件数
昭和			
22	10	32	19
23	23	33	22
24	16	34	10
25	27	35	24
26	7	36	31
27	12	37	39
28	13	38	9
29	6	39	7
30	12	40	6
31	9	41	7
		合計	300

第2表 種類別収集件数

記号	種別	件数	記号	種別	件数
A	大名	14	J	医家	2
B	家臣(旗本)	11(4)	K	戸長	30
C	公家	10	L	役場	7
D	社(神社)	7(5)	M	町役所	6
E	村役人(浦方)	138(2)	N	他	2
F	町役人	9	O	庁	2
G	地主	9	P	国、一般	14
H	地主兼商人	16	Q	未整理	9
I	商人(両替)	23(3)		合計	300
	工業者	2			

- 1) 件数()内数字は種別()内に該当する。
- 2) E, F, は、大庄屋、大肝煎なども含んでいる。とくに「村役人」に限定できない村方文書一般も入れた。
- 3) F, は、便宜上、宿、本陣も含む。
- 4) M, は、裁判所、登記所等も含む不動産登記関係記録を主とする。
- 5) O, は、領知、絵図、地誌、武鑑、などのほか、全国にまたがるものをおさめる。
- 6) K, L, は、分ちがたいものであるが、熊うかざりこれを区別した。

と二六六年が平均を上廻り、三二・三三三三のピークがあつて、三五年から三七年度まで収集が最高度に進められたことがわかう。これが三八年度以降急激に低下したことも、右の表で明らかであるが、これは本館における収集事業について、根本的な再検討をはじめた時期と一致していることを付言しておきたい。次に、右の収集状況を、さらに各

文書の種類(性格)と地域(都道府県)別に示したものが、第2・3表である。まず第2表では、村方(役人)史料が一三八件と群を抜き、戸長役場・商人史料が二〇〇三〇件台、地主・大名・家臣・公家、および全国にわたるものと一般的な性格のも

第3表 都道府県別収集件数

地域	件数	地域	件数	地域	件数	地域	件数
北海	1	山新	15	大兵	5	本分	30
道森	1	山新	10	鳥岡	10	崎島	0
手田	1	富岐	15	島根	6	島国	0
形城	1	長静	10	根川	4	国般	10
島馬	5	愛石	5	香德	5	贈計	6
木城	4	石福	4	高愛	3	300	
玉京	5	福三	5	愛福	0	73	
京葉	5	滋京	5	媛岡	2		
奈川	9	奈和	9	岡賀	0		
神和	3	歌山	1	知媛	1		
	1			媛岡	0		
				岡賀	1		
				岡賀	0		
				岡賀	1		
				岡賀	0		

のが一〇件台を示している。右のうち、K・Lは厳密には分ちがたいものもあるが、戸長役場時代の史料が、近時市町村合併の過程でとくに放出・廃棄されつつある傾向を示すために分離表示したもので、両者合計三七件のうち、とくにKは三三三三年度以降新規に収集対象に上っている。しかも、M・Nを合計すれば、これら近代史料が三三・三四・三六各年

度では購入総額の五〇%前後に達して、本館の史料収集が漸く一つの転換期にさしかかって来たことを示している。村方史料が最も多く、全件数の四〇%を示して各年度で洩れなく対象に上がっているが、近時その件数はとみに減少しつつある。

また、第3表の地域別分類では、東海・中部、とくに岐阜・長野・静岡・愛知の各県に著しい偏在を示し(全体の三〇%)、各年度ともこの地域の史料が収集されている。その他の地域では、近畿地方一帯を筆頭に、秋田・山形、関東・新潟・福井、中国の各地がめだち、四国・九州は極立って少ない。年次別では、近畿は三〇年以降急増していること、新潟では三二年度以降とくに近代史料の収集が多いことを指摘できる。

最後に、史料の蒐集源を表示したもの、第4表である。書店(古書店)が全体の三〇%と圧倒的に多く、再製紙問屋、原蔵者が六〇〜七〇件台で、他は収集家・機関である。右のうち、D・Eは創立当初数年間に當時の特殊事情を反映して最も多く、三〇年以降は三件に過ぎない。一方、Aは三〇年前後までは件数・金額とも最も多く、七〇%〜九〇%の比率を示す年が相次ぎ、二五年は一〇

日本の文書館制度について

—全国公共図書館研究集会参加記—

区分	件数
A	67
B	103
C	76
D	36
E	18
合計	300

○%これに依存しているが、三〇年以降は金額・件数とも急下降し、とくに三七年以降は事実上零に近い。これに反して、

二六年以降登場した古書店は、三三一年以降急増しAにその地位を譲っている。同時にCも二九年以降漸増して来た。この事實は、必然的に購入価格の高騰と原型損壊・帰属不明史料の増大を結果し、収集事業に新たな問題を提起して来たわけである。以上のほか、第2・3・4各表の相関関係を示す資料、購入価格の変遷なども提示すべきであるが、紙幅の都合上、他日を期したい。問題は複雑多岐にわたるのであるが、とりあえず、ここからわれわれは蒐集計画の根本的な検討・立案を行行かねばならないと思っている。

昭和四一年度の全国公共図書館研究集会(郷土の資料部門)は「公共図書館と文書館制度について」のテーマのもとに、五月一八日から二〇日まで、山口県婦人会館を主会場として開かれた。北海道より鹿児島に至る各地から一〇名を超す参加者を見たことは、昨年来世論を賑わした「日本史資料センター」問題の影響からか、文書館制度に対する関心の大きさをあらわすものと思われる。当館からは助言者として大野瑞男が参加したので、以下に報告および感想を述べてみたい。

限られた紙数では討議内容の紹介はできないし、主催者側で別途報告をするもようなので、以下に問題点を列記し、感想的意見を添えるにとどめたい。

研究討議は、1、文書の保存・利用の現況について、わが国における場合を東京品川区立図書館伊藤且正氏ならびに山口県文書館広田暢久氏が、諸外国の場合を同館利岡俊昭氏がそれぞれ事例発表を行ない、ついで、2、文書の保存・利用はどうあるべきか、3、文書の保存・利用機関はどうあるべきか、4、図書館は文書館問題をどう考えるべきか、5、その他、の順で行なわれた。

後進国をも含めた諸外国のほとんどが国立の文書館制度を持ち、文書館の体系で文書の保存と利用をはかっているのに対し、わが国では文書の保存・利用施策は極めて遅れている。国の段階では、明治期からは東大史料編纂所、戦後は当館などの施設が設けられているが、いずれも公開利用体制が不備である。最近では大

学および附属機関が文書を収集しているが、公開機関でないこと、専任整理員を置かず整理が困難なこと文書の現地主義を否定することなど問題が多いことが指摘された。

官公庁の公文書の散佚・廃棄が甚しい現在、民間の歴史資料を含めてできるだけ多くの文書の保存をはかるのは急務である。現状では公共図書館が文書の保存・利用を肩代りしているが極めて不十分である。これ

らの現状に国・地方公共団体や関係諸学会・機関がどう対処すべきか、抜本的な措置が早急に必要に思われる。

文書の保存・利用機関としては、文書館もしくはその機能をもつ機関が望ましいという意見が多かったが、図書館が折角苦心して集めた郷土資料(文書など)を文書館に取り上げられてしまう恐れがあるので反対であるという空気がとくに図書館管理者がわに根強く見られ、文書館設立運動を推進するものとの間にギャップがあるように感じられた。この問題は慎重に対すべきと思われるが、外国の文書館設立過程を参考に、具体的事情に応じた多様な方途が考えられるのではないかと思う。文書館のイメージはそれぞれ異なるが、史料館、古文書館といわれるものと混同している意見が多かった。そこで、文書館は歴史資料の保存、利用のみでなく、公文書・公記録を主体とした、行政・法律・学術・文化などあらゆる面に奉仕する性格を持たなければ実現も困難であるとの指摘は貴重であった。

文書館設立に当たっては、公共図書館のように教育委員会所属では予算も少なく力も弱いので、知事部局に

彙報

直屬した強力な文書館を作る方が良いという意見が強い。県段階で文書館設立の気運が強まったところがい

くつかあり(広島・岡山・島根・福島・千葉・茨城など)、市町村段階では実現しているところもある。国段階では総理府所管の国立公文書館設立が日程に上っており、これの実現が地方への刺激になることは期待されるものの、一歩進めて文書館設立のための法的措置を講ずることが望ましいという意見が多かった。

いわゆる「日本史料センター」の図書館側の受けとめ方は否定的であったが、文書の保存・利用機関のあるべき姿については結論が出ないまま、問題を今後に残して討議を終わった。

ともかく文書類の散佚防止は保存は緊急事である。熱心な討議にもかかわらず、図書館協会としての統一見解をもつには至らなかったが、日本唯一の文書館である山口県文書館を見学し、その経験を学びつつ、各地の実情や意見を交換できたことは極めて意義深いものであり、このような現実と意見に対して、当館がどう対応していくかは、われわれに課せられた今後の重要な課題である。

(大野)

研究動向

○機関研究

昭和三九・四〇年度にわたる文部省科学研究費(機関研究)「近世城下町史料の基礎的研究」は昨年度をもって終了した。これまで現地調査に際して関係各位の寄せられた援助に厚く感謝したい。

調査期間は過ぎたが、調査・研究の総括はまだ終わっていない。現在までのところ史料残存の偶然性を考慮して、同種の史料でも性格がかなり違ふということがある。例えば相場書上ひとつをとってみても、目的・性格・記載形式・機能などの各面で時代・地域によりかなりの差異があるように思われる。この多様性は領主支配の在り方や市場関係、さらには領国の生産力水準などの諸条件に規定されていると思われるので、基本類型の確定、分類基準の設定などに当っては、こうした要素も充分に考慮すべきものと判断している。

また城下町史料の厳密な性格規定も必要であり、近時都市生活の急激な変化による史料散佚が甚しいので、この防止の対策も必要であることとを痛感している。

本年度は総括の仕事がある。従来現地調査によって写真撮影した史料について、目録程度の中間報告書の作成を予定しており、史料の項目索引カードをつくっていく仕事も遂行せねばならない。このためにも研究体制の確立が急務である。

○本年度各個研究

「畿内における飛脚問屋の研究」(藤村潤一郎)に一〇万円 「伝統文化のメロメロ的分析」(中村俊竜)に一三万円をうけた。

○定例研究会

本年度から館内研究発表会を再開した。現在までに行なったものは次ぎの通りである。

- 第一〇回 41・4・21 家族史について 大給近達 出席者一三名
 - 第一一回 41・6・30 近世城下町の成立と展開―川越を素材にして― 大野瑞男 出席者一〇名
 - 第二二回 41・9・22 二つの農家家法について 原島陽一 出席者八名
- 詳細は本号掲載の論文要旨を参照されたい。
- いずれも活潑な討論と、来館者からの有益な御意見があった。今後はだいたい隔月に開催する予定であ

り、読者各位も御出席のうえ貴重な御意見を寄せて下さるようお願いする次第である。そのため御要望があれば案内を出すので申出られたい。

史料館評議員会

小和田館長就任後初の評議員会は、石井良助会長以下評議員各氏の出席で三月一日、また同小委員会は四月四日、いずれも新館会議室で開かれた。

人事異動()は前職

- 昭和四一年五月二〇日 奥寺寿美子 当館勤務
- 同年七月一日 齊藤重臣(国立阿蘇青年の家) 当館勤務
- 同年七月一六日 泉谷弘幸(東京大学伝染病研究所) 当館勤務

史料館報 第三号

昭和四一年九月三〇日
編集・発行者 小和田武紀
東京都品川区豊町 一ノ六ノ一〇
電話(七八三)九二〇〇七
印刷所 株式会社 依田東文堂
江戸川区西小岩三ノ六ノ三
電話(五七)〇二二(代表)